

第45号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年6月14日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第26条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

第29条第1項の表第6号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「(同項の表第6号により減免を受けようとする者を除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項の表第6号に該当する場合又は市長が、当該者が同表第1号から第4号までのいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第3項ただし書、第26条第1項及び第29条第1項の表第6号の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定（第29条第3項の規定を除く。）は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。